

## 巻頭言

# ICA声明<定義、価値、原則>と 通念的協同組合論の穴

一般社団法人協同総合研究所 理事長 岡安 喜三郎

先のIYC(国際協同組合同年、2012年)以降、国内では皮肉にも農協など協同組合とその制度に逆風が吹いた。国際的にもモンドラゴンのファゴール、イギリスの協同組合銀行という老舗・名門のなるべくしてなった倒産があり、様々な意味において、ICA声明を始めとする協同組合パラダイムに対する問いが必要だと感じている。どこかに落とし穴があるに違いない。

世界史的に見ると、近代協同組合が、産業革命以降の資本主義の中からその矛盾の解決としての代案として生まれながらも、今日多くの協同組合が、いつ破綻するかもしれない資本主義経済の中で生き残るために、資本主義的会社の申し子・株式会社を我が故郷かのようにして、その経営論を活用(借用)している。これが根源的であると思われる。

21世紀はあと80数年、協同組合などが活躍する社会的経済・連帯経済が代案から主流へ、株式会社中心の市場経済が代案になってくる時代が来るかもしれない(島村博2016)。限られた天然資源下、市民の幸せと平和な社会の存続のためにはそうするしかないであろう。格差の拡大によってで

しか存続できない資本主義の矛盾はすでに露呈しているからである。

こういう視点から、協同組合観についての補充的私論を提起してみたい。

## 第一の問題：協同組合と労働

それは、協同組合やその論に労働を位置づけてこなかった、位置付けられなかった問題である。そもそも協同組合の用語(*Co-operative* (<= *opus, -eris*))には働くことが入っているにもかかわらず、である。

一般企業では、就労時間内にあるは従業員およびその労働は経営側が管理するものであり、真面目な企業では従業員は企業にとって重要なステークホルダーとは位置づけるが、制度上はいずれにしろ最終意思決定機関の埒外にある。精々、「従業員の参加・動員」という位置づけである。

そこで協同組合に立ち返る。農協や生協、その他の協同組合で、経営側と従業員の関係が前述と同じならば、協同組合に意味はあるのか？ 働く意味はどのように実感するのか？ これは私の大学生協勤務時代からの問題意識であり、ワーカーズコープでの

実践を経ての今回の問題提起でもある。

事業内容(製品、サービスの提供)形態が一般事業者と変わることがないなら、協同組合事業は何が違うのか?もし違ふとすれば、何がその違いを生んでいるのか~そこにどのようにして労働が位置づくのか、位置づかないのか?

## 第二の問題：機能論対存在論、ゆえに主体論

協同組合論の解明には、ほぼ機能論が使われてきた。特に経済機能である。経済機能を分析する際には、協同組合内部をブラックボックスとする。これが戦後協同組合運動を歪めることとなっていった。

協同組合は確かに経済行為の団体であるが、一般会社と異なり人と人とのつながりによる社会的・経済的・文化的な総合的営みの中に位置する。人は機能では生きておらず、誰でもが存在を侵されてはならない。

生協や農協などの組合員は、往々にして「参加」ということで客体のごとく分析される。本来主体にもかかわらず、である。ICAに従って「我が協同組合は組合員がコントロールしている」と何人が実感できるのであろうか。

この間、対政府との関係などにおいて、協同組合の主体性が問われることが多いが、それは、組合員の主体性が担保されることによって意味のある力となる。幹部が自治的な運営に関心を持たず協同組合の主体性に言及したら、それが市民感覚にとっ

ていかに危険なことかは容易に察しがつく。国に例えれば良い。

## 第三の問題：「何をするか」の主体的決定

前述からすれば協同組合の特性は、市民である組合員が主体となって市民のまま事業・経営を行なうことにある。これは、生協でも、農協でも、労協でも皆同じである。だから協同組合は地域やその生活にとって根源的意味がある。

ではこれは何によって担保されるのか。それは、地域に生活する組合員が地域のかかわりでこの事業体は「何をするか」を主体的に協同決定することにある。これが実践的な組合員の事業コントロールである。ワーカーズコープでは、この組合員の協同決定を組合員自身が労働者として協同実行する(協同労働の協同組合)。だから市民が様々な場所で協同組合をつくる意味が生まれる。

大きな組織体になっても現場こそが「何をするか」を主体的に協同決定・協同実行する場である。これが本来の協同の醍醐味であろう。ワーカーズコープはいいとして、雇用労働の組織では、果たしてそれが可能であろうか。

そうすると、ICA第一原則「開かれた組合員制度」は既存の組織への加入脱退が素直にイメージされるが、肝要なのは、市民が数人でも協同組合を結成できる「開かれた組合制度」が「補完」されるべきなのである。